

平成25年第1回臨時会

滝川市議会会議録

第 1 回臨時会会議録目次

第 1 日目（平成 2 5 年 4 月 4 日）		頁
○開会宣告		3
○開議宣告		3
○日程第 1	会議録署名議員指名	3
○日程第 2	会期決定	3
○日程第 3	報告第 1 号 平成 2 4 年度滝川市一般会計予算繰越明許費の繰越しについて	3
○日程第 4	報告第 2 号 平成 2 4 年度滝川市公営住宅事業特別会計予算繰越明許費の繰越しについて	5
○日程第 5	報告第 3 号 平成 2 4 年度滝川市下水道事業会計予算の繰越しについて	5
○日程第 6	報告第 4 号 専決処分について（滝川市税条例の一部を改正する条例）	6
○日程第 7	議案第 1 号 訴えの提起について	8
○閉会宣告		3 6

平成25年第1回滝川市議会臨時会（第1日目）

平成25年 4月 4日（木）

午前10時00分 開会

午後 2時45分 閉会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 会期決定

日程第 3 報告第 1号 平成24年度滝川市一般会計予算繰越明許費の繰越しについて

日程第 4 報告第 2号 平成24年度滝川市公営住宅事業特別会計予算繰越明許費の繰越しについて

日程第 5 報告第 3号 平成24年度滝川市下水道事業会計予算の繰越しについて

日程第 6 報告第 4号 専決処分について（滝川市税条例の一部を改正する条例）

日程第 7 議案第 1号 訴えの提起について

○出席議員（17名）

1番	渡辺 精郎 君	2番	清水 雅人 君
3番	水口 典一 君	5番	渡邊 龍之 君
6番	小野 保之 君	7番	木下 八重子 君
8番	山本 正信 君	9番	三上 裕久 君
10番	堀 重雄 君	11番	関藤 龍也 君
12番	山口 清悦 君	13番	田村 勇 君
14番	井上 正雄 君	15番	柴田 文男 君
16番	荒木 文一 君	17番	大谷 久美子 君
18番	窪之内 美知代 君		

○欠席議員（1名）

4番 坂井 英明 君

○説明員

市 長	前田 康吉 君	副 市 長	吉井 裕視 君
副 市 長	鈴木 光一 君	教 育 長	小田 真人 君
教育委員会委員長	若松 重義 君	監 査 委 員	宮崎 英彰 君
総 括 理 事	高橋 賢司 君	総 務 部 長	山崎 猛 君
総 務 部 次 長	五十嵐 千夏雄 君	市民生活部長	樋郡 真澄 君
市民生活部参事	伊藤 克之 君	市民生活部参事	石川 雅敏 君

保健福祉部長	佐々木 哲 君	經濟部 長	千 田 史 朗 君
農 政 部 長	若 山 重 樹 君	農 政 部 次 長	中 島 隆 宏 君
農 政 部 参 事	多 田 幸 秀 君	建 設 部 長	大 平 正 一 君
建 設 部 技 監	高 瀬 慎 二 郎 君	教 育 部 長	館 敏 弘 君
教 育 部 参 事	河 野 敏 昭 君	教 育 部 参 事	庄 野 雅 洋 君
教 育 部 指 導 参 事	四 十 九 院 正 満 君	監 査 事 務 局 長	堀 下 博 正 君
病 院 事 務 部 長	鈴 木 靖 夫 君	病 院 事 務 部 次 長	田 湯 宏 昌 君
保 健 福 祉 部			
福 祉 課 長	国 嶋 隆 雄 君		

○本会議事務従事者

事 務 局 長	菊 井 弘 志 君	副 主 幹	和 田 英 昭 君
書 記	橋 本 洋 衣 君	書 記	村 井 理 君

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議 長 おはようございます。ただいまより、本日をもって招集されました平成25年第1回滝川市議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、17名であります。

欠席の申し出は、坂井議員であります。

◎開議宣告

○議 長 これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において木下議員、山本議員を指名いたします。

◎日程第2 会期決定

○議 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日の1日間といたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

ここで4月1日付の人事異動等に伴う代表監査委員及び部長職職員等の紹介がありますので、暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時06分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第3 報告第1号 平成24年度滝川市一般会計予算繰越明許費の繰越しについて

○議 長 日程第3、報告第1号 平成24年度滝川市一般会計予算繰越明許費の繰越しについてを議題といたします。

説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました報告第1号 平成24年度滝川市一般会計予算繰越明許費の繰越しについてご説明いたします。

平成24年度滝川市一般会計補正予算(第7号)において、国の緊急経済対策に呼応し、地域活

性化対策として実施いたします14の事業について地方自治法第213条第1項の規定による繰越明許費として議決いただいたところでございます。この翌年度に繰り越す14事業に係る繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、次のとおり報告するものでございます。

4款1項、下水道事業会計出資金、翌年度繰越額5,500万円、これに係る財源内訳ですが、未収入の特定財源として国庫支出金が5,500万円でございます。

6款1項、道営土地改良事業負担金、翌年度繰越額5,639万1,000円、これに係る財源内訳ですが、未収入の特定財源として道支出金2,307万円、地方債3,330万円、一般財源が2万1,000円でございます。

7款1項、特定地域再生計画策定事業、翌年度繰越額869万9,000円、これに係る財源内訳ですが、未収入の特定財源として国庫支出金が869万9,000円でございます。

8款2項、路面陥没危険箇所調査事業、翌年度繰越額600万円、これに係る財源内訳ですが、未収入の特定財源として国庫支出金が360万円、地方債210万円、一般財源が30万円でございます。

8款2項、道路防災総点検事業、翌年度繰越額800万円、これに係る財源内訳ですが、未収入の特定財源として国庫支出金が480万円、地方債280万円、一般財源が40万円でございます。

次のページをお開きください。8款2項、道路新設改良事業、翌年度繰越額2億5,445万円、これに係る財源内訳ですが、未収入の特定財源として国庫支出金が1億4,010万円、地方債1億1,390万円、一般財源が45万円でございます。

8款4項、公園遊具改修事業、翌年度繰越額3,000万円、これに係る財源内訳ですが、未収入の特定財源として国庫支出金が1,500万円、地方債1,500万円でございます。

8款4項、東滝川公園改築事業、翌年度繰越額2,800万円、これに係る財源内訳ですが、未収入の特定財源として国庫支出金1,400万円、地方債1,400万円でございます。

8款4項、鈴蘭通り線歩道改良事業、翌年度繰越額3,000万円、これに係る財源内訳ですが、未収入の特定財源として国庫支出金が1,800万円、地方債1,200万円でございます。

8款5項、公営住宅事業特別会計繰出金、翌年度繰越額7,900万7,000円、これに係る財源内訳ですが、未収入の特定財源として国庫支出金が7,900万7,000円でございます。

10款2項、滝川第二小学校耐震改修等事業、翌年度繰越額1億6,471万円、これに係る財源内訳ですが、未収入の特定財源として国庫支出金が7,669万7,000円、地方債8,790万円、一般財源が11万3,000円でございます。

10款2項、西小学校耐震改修等事業、翌年度繰越額5,817万2,000円、これに係る財源内訳ですが、未収入の特定財源として国庫支出金が2,510万2,000円、地方債3,290万円、一般財源が17万円でございます。

10款2項、滝川第三小学校改築事業、翌年度繰越額6億4,616万6,000円、これに係る財源内訳ですが、未収入の特定財源として国庫支出金が1億8,048万9,000円、地方債4億6,530万円、一般財源が37万7,000円でございます。

次のページをお開きください。10款3項、開西中学校改築事業、翌年度繰越額2億1,147万円、これに係る財源内訳ですが、未収入の特定財源として国庫支出金が5,444万3,000円、地方債1億5,690万円、一般財源が12万7,000円でございます。

以上で報告第1号の説明を終わります。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第1号は、報告済みといたします。

◎日程第4 報告第2号 平成24年度滝川市公営住宅事業特別会計予算繰越明許費の繰越しについて

○議長 長 日程第4、報告第2号 平成24年度滝川市公営住宅事業特別会計予算繰越明許費の繰越しについてを議題といたします。

説明を求めます。建設部技監。

○建設部技監 ただいま上程されました報告第2号 平成24年度滝川市公営住宅事業特別会計予算繰越明許費の繰越しについてご説明いたします。

平成24年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算(第2号)におきまして、国の緊急経済対策に呼応し、地域活性化対策として実施いたします事業につきまして地方自治法第213条第1項の規定による繰越明許費として議決いただいたところでございます。この翌年度に繰り越す事業に係る繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、次のとおり報告するものでございます。

1款住宅事業費、2項住宅建設費、事業名、泉町団地建替事業、翌年度繰越額1億7,557万2,000円、これに係る財源内訳ですが、未収入特定財源におきまして地方債9,650万円、繰入金7,900万7,000円、一般財源が6万5,000円でございます。

以上で報告第2号の説明を終わります。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第2号は、報告済みといたします。

◎日程第5 報告第3号 平成24年度滝川市下水道事業会計予算の繰越しについて

○議長 長 日程第5、報告第3号 平成24年度滝川市下水道事業会計予算の繰越しについてを

議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

○建設部長 ただいま上程されました報告第3号 平成24年度滝川市下水道事業会計予算の繰越しについてご説明申し上げます。

平成24年度滝川市下水道事業会計補正予算（第2号）において、国の緊急経済対策による交付金を活用し、河川水質の保全を図るため建設事業費の増額の議決をいただいたところでございますが、事業が年度内に完了しないため、地方公営企業法第26条第1項の規定により翌年度に繰り越したところでございます。この翌年度に繰り越す水質保全下水道事業について、地方公営企業法第26条第3項の規定により、次ページの繰越計算書により報告するものでございます。

1款公共下水道資本的支出、1項建設改良費、事業名、水質保全下水道事業、翌年度繰越額1億1,000万円、これに係る財源内訳ですが、企業債5,500万円、資本剰余金5,500万円でございます。

以上で報告第3号の説明を終わります。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第3号は、報告済みといたします。

◎日程第6 報告第4号 専決処分について（滝川市税条例の一部を改正する条例）

○議長 長 日程第6、報告第4号 専決処分について（滝川市税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

説明を求めます。市民生活部参事。

○伊藤市民生活部参事 ただいま上程されました報告第4号 専決処分についてご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めたいとするものでございます。

専決事項は滝川市税条例の一部を改正する条例、専決処分年月日は平成25年3月31日でございます。

これにつきましては、平成25年3月30日に地方税法の一部を改正する法律が公布をされ、この中で4月1日からの施行部分について法改正の一部を専決処分したものでございます。

初めに、平成25年度の地方税法の改正のうち、今回の専決処分に係る概要を申し上げます。1点目でございますが、固定資産税及び特別土地保有税に関するものとし、納税義務者に関する使用者課税の特例中、独立行政法人森林総合研究所が行う一定の事業の施行に伴い指定をされた仮換地等に係るみなし納税義務者の規定の廃止でございます。

2点目は、国民健康保険税に関するものとし、国保世帯の被保険者が国保と後期高齢

者医療に分かれても従前と同程度の国保税の負担となるように講じられている軽減判定所得の算定の特例を現行5年間の時限措置から恒久化とするほか、2人世帯で1人が後期高齢者医療に移行し、もう一人が国保に残った世帯の世帯別平等割の配慮といたしまして、最初の5年間で2分の1軽減する現行措置に加え、その後の3年間についても特定継続世帯として4分の1軽減するものでございます。

以上が主な内容でございますけれども、以下改正条例の内容を簡潔にご説明申し上げます。報告第4号参考資料、滝川市税条例の一部を改正する条例改正要旨をごらんいただきたいと思います。第53条及び第128条の2は、さきにご説明をいたしました納税義務者に係る部分の法改正に伴う文言整理でございます。

第142条は、特定世帯における特定同一世帯所属者を含めて軽減対象基準額を算定することとしている5年間の特例措置の恒久化及び基礎課税額に係る世帯別平等割額の減額措置について5年間までの間における2分の1の軽減に加え、新たに6年目から8年目までの間においても4分の1軽減するための改正でございます。

第145条は、第142条と同様の改正内容を後期高齢者支援金等課税額にも適用するための改正でございます。

第161条は、第142条及び第145条の改正に伴う特定継続世帯に係る基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る世帯別平等割額から減額すべき額の設定のための改正でございます。

附則第10条の2及び裏面になりますが、第34条は、法改正に伴う条文整理であります。

次に、附則でございますが、滝川市税条例の一部を改正する条例の4ページをお開きいただきたいと思います。第1条は、施行期日で、平成25年4月1日からの施行でございます。

第2条は固定資産税、第3条は都市計画税、第4条は国民健康保険税に係るそれぞれの経過措置でございます。

以上、報告第4号の説明とさせていただきます。よろしく承認をお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。本件は承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、報告第4号は承認することに決しました。

◎日程第7 議案第1号 訴えの提起について

○議長 日程第7、議案第1号 訴えの提起についてを議題といたします。

説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました議案第1号 訴えの提起についてご説明申し上げます。

本件は、去る3月27日、札幌地方裁判所において判決の言い渡しがありました損害賠償履行請求事件に関し、本市として一部承服しがたい部分がありますことから、さらに上級審の審判を求めることを目的として、控訴するため地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき議会の議決を受けたいとするものであります。

第一審の事件名は、札幌地方裁判所、平成20年（行ウ）第17号、損害賠償履行請求事件でございます。

当事者につきましては、控訴人、第一審の被告でございますが、滝川市長、前田康吉。被控訴人、第一審の原告でございますが、滝川市西町6丁目4番62号、富澤和雄ほか168名でございます。

判決の要旨につきましては、まず1点目として、被告は、居林俊男に対し、6,735万円及びこれに対する平成20年8月2日から支払い済みまで年5分の割合による金員の賠償の命令をせよと。

2点目として、被告は、居林俊男に対し、3,050万円及びこれに対する平成20年8月2日から支払い済みまで年5分の割合による金員を滝川市に支払うよう請求せよと。

3点目として、被告は、立野公久に対し、375万円及びこれに対する平成20年8月2日から支払い済みまで年5分の割合による金員の賠償の命令をせよと。

4点目として、被告は、立野公久に対し、1,480万円及びこれに対する平成20年8月2日から支払い済みまで年5分の割合による金員を滝川市に支払うよう請求せよと。

5点目として、本件訴えのうち、末松静夫に対し2億3,886万円及びこれに対する平成20年8月2日から支払い済みまで年5分の割合による金員を滝川市に支払うよう請求することを求める部分を却下すると。

6点目として、原告らのその余の請求をいずれも棄却すると。

7点目として、訴訟費用は、これを10分し、その7を原告らの負担とし、その余を被告の負担とするとの内容でございます。

控訴の趣旨といたしましては、1点目は原判決中控訴人敗訴部分を取り消すこと。

2点目は、被控訴人の請求を棄却すること。

3点目は、訴訟費用は、第一審及び第二審とも被控訴人の負担とするこの3点でございます。

訴訟遂行の方針は、顧問弁護士、丸山健を訴訟代理人と定めることとしたいとするものであります。

管轄裁判所は、札幌高等裁判所でございます。

なお、本市として判決のうち元福祉事務所長と元福祉課長に対して求められた損害賠償請求及び当該賠償に係る命令の部分と付随して訴訟費用の負担を求められた部分について、主に次の理由か

ら控訴することとしたいとするものであります。

まず、1点目として、裁判所が争点1とした元福祉事務所長と元福祉課長による通院移送費の支給決定の違法性についてですが、この認定事実と判断は事実誤認と評価の偏りがあり、不合理であると考えております。

2点目として、福祉事務所長らが居宅訪問、警察への相談等の措置をとるべきであったとされた時期及び判明に要すると設定された6カ月の期間について根拠が不明であると考えております。

3点目として、裁判所が争点5とした元福祉課長の補助責任の義務違反についてで判決で示された立論には疑問があると考えております。

以上、議案第1号の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。柴田議員。

○柴田議員 ご指名をいただきました市民クラブの柴田でございます。訴えの提起という大変重いご提案でございます。

私は、残念ながら生活保護費詐欺事件の問題時に議員を辞しております、直接的にはこの議論にはかかわってこなかった人間であります。市議会に復帰いたしまして、この事件について大変多くの情報をいただき、これまでこの事件に対する私なりの考え方をまとめてきた次第であります。

今般の判決について、私は驚きを持って接した一人でございます。福祉事務所長、もちろん国からの委任を受けているわけではありますが、その支出負担行為の責任者たる福祉事務所長、それを補佐する福祉課長、この2人にその多くの責任を負わず今回の判決については、私は非常な疑義を持った次第であります。今般のこの事件は、確かに市役所が起こした事件であります。しかしながら、それに付随するこの事件にかかわっては、医療機関あるいは道庁、そして警察、本当にそれぞれの行政機関あるいは各機関が真摯に業務の対応を行ったとは私は感じておりません。警察が暴力団としっかり認識をし市に伝えていれば、そもそもこの事件は起こらなかったとも言えます。結果として、生活保護費が還流し、そして上納されて、初めて暴力団とのかかわりが認識されたと言われておりますが、私は率直に言って信じておりません。この事件の背景には、当該被告人だけではなく、責任を負わなければいけない人間が余りにも多い、私はこのように感じております。それぞれがそれぞれの職責をしっかりと全うし、そして業務を遂行していれば、この事件は防げた可能性が大きいと私なりに感じております。また、第三者委員会あるいはこの問題を指摘した監査、この報告書を読めばやはり組織的な原因があるのだということも指摘されております。そういった意味で、私はこの訴えの提起には一定の評価をしているわけではありますが、ここから質疑に入ります。申しわけございません。

結果として、今回の判決がもたらされている近隣の自治体の福祉関係の職員が保険に入ったという話を聞きました。これからの時代、何かがあれば個人的な責任を問われる時代に入るのかという認識が自治体の職員に非常に多く広がっている。その発端が滝川市の事件であるということに私は非常に残念な思いがあるのも事実です。

そこで、市長にお尋ねしたいのですが、やはり刷新を掲げて市長になられた前田市長として、今

回のこの事件あるいは判決をもとにして組織的な刷新、本来は内部でしっかりとこの事件的な背景を真摯に検討して、隣の課だから関係ない、隣の部だから関係ない、そのような今までの体制からしっかりと市全体が責任を持って行政運営を行っていくという体制づくりを、この訴えを契機にしっかりとしていかなければならないと思いますが、前田市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議 長 柴田議員の質疑に対する答弁を求めます。市長。

○市 長 ただいまの柴田議員のご質疑にお答えさせていただきたいと思います。

職員の影響についてご心配いただきましたことに、まずお礼を申し上げたいと思います。私も職員個人に賠償を求めるこのたびの判決につきましては、職員の皆様に少なからぬ動揺を与えたものと心配をしております。士気が低下すること、組織対応のミスを招くことにもつながります。ひいては、市民サービスの低下につながりかねないという危機感も抱いているところでございます。私は、かねてから組織力が必要であると言わせていただいております。市役所改革というものを市政運営の基本とさせていただいて、さまざまな取り組みもさせていただいております。オール市役所という感覚を持つ、そのことを常に訴えさせていただき、今ほどお話がありました隣の課だから関係はないという考えを持たないようお願いしているところでもあります。それが刷新という言葉で表明させていただいていることでもあります。このような事件を二度と起こさないためにも、組織としての対応力を強化し、それぞれに求められた立場、職責というものを十二分に果たしていく組織をすることが基本であると考えております。これからも職員全員が自信を持って仕事に当たれるような、そのような環境をつくってまいりたい、その先頭に立って努力してまいりたいと思っております。そのような考えでございますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

以上であります。

○議 長 柴田議員。

○柴田議員 ぜひとも心して今後の行政運営に当たっていただきたい。

そして、今私申し上げたとおり、管内の自治体の職員に動揺が広がっている。公務員の賠償保険に入っているという事例も出てきております。今後本当に個々の公務員に対して、これは当然法律違反であれば賠償を行うというのはいたし方のないところなのでありますが、ただ極めて曖昧な部分で多額の賠償請求を受けるという場合も、これからの行政は想定されると思います。そういった意味で、ただいま例に出した保険という考え方についても、市として取り組む、職員が積極的な業務展開をする、市民を色眼鏡で見ないで、しっかりと性善説に立った対応を行える、そのような環境をつくるためにも、保険がベストかどうかはわかりませんが、そういった選択肢も入ってくるのではないかと考えておりますので、あわせてお考えをお聞きしたいと思います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 今保険の関係あるいはそれにかわる手法でというお話がございました。民間の損害保険会社などで公務員賠償責任保険というような保険が取り扱われていることは存じ上げております。その中身とか、あるいは導入方法あるいはほかの手法についても、職務環境の改善に及ぼす効果等をしっかりと検証して勉強させていただきたいと考えております。ご理解願います。

(何事か言う声あり)

○議 長 ご静粛をお願いします。三上議員。

○三上議員 公明党の三上です。今回の判決、私も皆さん同様びっくりしたというか驚きでいっぱいなのですが、ある意味私はこのように考えております。今回のこの判決というのは、いわゆる一石を投じたのかなと思っております。それは、やはり職員も、そして我々議員もですが、緊張感を持って仕事をしなければいけない、そのような思いでいっぱいであります。

そこで、いわゆる民事訴訟という部分については、控訴することによって逆転判決が起こるといふ可能性はなかなか難しいという、そういうような背景がある中で、今回滝川市が控訴に踏み切る、それを今議会で審議されているわけですが、私は別に控訴をする権利を奪うという思いはありません。それは、やはり控訴するものは控訴すべきだと、たとえ結果が見えてもと思っております。ただ、今回市長にぜひこの機会に確認したいことは、市長は選挙戦のときに、いわゆる市役所改革を掲げて当選されております。そこには刷新という言葉を使って、いわゆる市役所機構、その組織機構を私は変えたいのだと、そのような思いで当選されてきておりますけれども、そういうようなことで今市民は市長のその判断というものを注目されていると思うのです。私は、そのような市民にわかるように、ぜひこの場で答弁いただければなと思っております。

○議 長 三上議員の質疑に対する答弁を求めます。市長。

○市 長 ただいまの三上議員のご質疑でございますが、私が選挙戦で訴えたのは組織改革であります。市役所が硬直した中でさまざまな事件が起きたと。いじめを初め今回の事件、そのほかに農業開発公社ですとか体協の問題等もありました。いろんな意味でこの組織を変えなければいけないという思いで選挙に立起をさせていただいて、当選させていただいたわけでございます。その際に私は、個人の過失責任を問うということは申し上げませんでした。あくまでも組織の改革、そのこと一つを訴えてまいったつもりでございます。そういう意味では、今回のこの判決が個人の過失責任となったこととしまして、今までの私どもの主張が過失責任はないという主張でございますので、その中で改めて過失責任がなかったということで上級審で問うてみたいといふことの控訴でございます。ただそれだけの理由でございますので、その辺は市民の皆様にもご理解をいただけると、そう思っておりますので、ぜひともご理解いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○三上議員 終わります。

○議 長 渡邊龍之議員。

○渡邊議員 新政会の渡邊です。先ほど議案上程において保健福祉部長より説明がございました。控訴理由に関して若干というか、質疑を行いたいと思います。

まず、さきの厚生常任委員会におきまして資料として損害賠償請求履行事件の判決の概要という部分が配付されました。大変驚きとともに、重い判決内容だったというのが率直な感じでした。その中で判決主文における7つの争点のうち敗訴の部分について、判決が不服ということとあります。これらは、滝川市の反論、主張する部分が認められなかったというのが控訴理由になっているのかなと思っております。滝川市としてのこれら不作為行為が認められた判決に対して、当然市として上告する権利の行使を行うのは当然と考えております。

そこで、今回のこの控訴に至る上で滝川市としてのこの控訴における基本スタンスと基本的な控訴における考えをいま一度明確にすべきではないかと考えます。そこで、その部分についての答弁を求めます。よろしくお願いいたします。

○議長 長 渡邊龍之議員の質疑に対する答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 控訴理由に臨む基本スタンスということで、今渡邊議員さんの質疑の中でその多くが含まれていたのではないかと思います。ちょっと繰り返しのようなのですけれども、それと先ほど市長のほうからもお話ありましたそれらも含めながら、冒頭で述べさせていただきました今回の判決で滝川市の主張が認められなくて一部承服しがたいことがあることということと、そしてこの一審判決に対して、先ほど数点お話ししましたそれら控訴理由をもっとしっかり中身を検討、調整しながら、これらをもって今後控訴審へ臨みたいということが滝川市の基本スタンスと考えております。

以上でございます。

○議長 長 渡邊龍之議員。

○渡邊議員 これから裁判という部分で、当然話せない部分というのがあると思います。ただいま部長の答弁にあったように、やはり滝川市としての本当の持っていき方、考え方というのをいま一度しっかりしたものを明確にして、次の控訴審に当たっていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長 長 渡辺精郎議員。

○渡辺議員 市民の声連合の渡辺精郎でございます。ただいまも質疑がありましたが、私の本日の質疑の中心は、これはやっぱり前田市長の心中、信念、これを主としてお聞きしたいと思います。それも、さきの27日の判決があった日の記者会見、それから4月1日の記者会見、そういうところが中心になるかと思えます。したがって、ただいまもありましたけれども、市長の本心、そこを語ってもらえばよろしいわけございまして、余り事件の内容には及ばないようにしたいと思いますが、答弁によっては事件の内容のほうにどのように聞いているとかどのように考えているか、こういうことに及びますので、よろしくお願いいたします。

大きくは5点ほどあるのですが、まず1点目、ずっと込み入っていますので、後で復唱もいたします。通告しておりませんから、メモなどは必要かもしれません。まず、大きな1点目は、4月1日のこの記者会見についてのここをお尋ねしたいと思います。要するに滝川市としては裁判の判決には不服があって高等裁判所に控訴したい、こういうことではありますが、まず(1)です。大きな1の(1)として、まず4月1日の記者会見が波紋を呼んでいるわけでありまして。マスコミ以外は入れないので、憶測を消すためにも、やはりこの議会の場でしっかりともう一度質問に対してどのようなことを述べたのかということをしてできる限り具体的にお伺いをしたいと思えます。

次、(2)でございます。職員の責任を問うには余りにも重い判決と、こう述べたと報道されているわけですが、判決では9,785万円の賠償支払い、これを命令せよと、こうなっているわけです。当時の課長が1,855万円、そのうちのですね。ということで連带的に責任を負う形になっております。判決で、ところで重い軽いをつけるのは責任の重さに比例すると思うのであります

が、どうもこの職員の支払い能力に無関係ではないかと思うのです。その重い軽いというのは一体どちらなのか、金額をいつているのか責任なのか、こういうことで。では、この額で9,785万円、これを訴えられているとおりの5人に相応の賠償額であれば市長はこれ納得したのかと、こういうことです。それから、さらには当時言われていた関係者21人とかとよく言っていたのですが、誰と誰かは私はわかりませんが、そういう人たち全部、例えばの話ですが、21人か22人か20人かはあれですが、その人たち全部に連帯責任ということになったら、これは前田市長が納得したのかどうか、ここの点です。これは、(2)であります。必ずお答えください。

(3)です。当時の職員は既に処分を受けています、こう述べたようであります、今回の判決は故意または重大な過失を認定されているものの、処分を受けているから賠償金額はもっと低額であるべきと、こういうようなことはないと思うのですが、そうお考えなのでしょうか。裁判では、準備書面等にもさきにも行政処分を受けているから云々というのではないはずであります。現市長がコメントすることは、どんな意図があったのか。これは、(3)でございます。

1の(4)、これまたちょっと細かく3点ぐらいあります。国への返済は終わっていると述べていることでございますが、前田市長はどう考えるか。(4)の中の①です。2億4,000万円程度のタクシー代の損害賠償責任は誰にあると考えているのか。こういうことで、個人の責任は先ほど答弁いただきましたが、ここの①です。②番目に行きます。返済したのは誰が返済したから終わったと考えていられるのか、これをお答えください。最後の③であります。返済すれば責任が免責になるという考えについては、これは社会的には認められないと思います。高校生の万引きだって、親が返せばそれで済むものではなくて、しっかりと調書をとられ、そして保護者が責任をとられ、こういうことの構図になるわけであります。返済すればいいというのは、これはおかしいのではないかと思います、このコメントをすべきではなかったのではないかと、こういう見解でご質問したいと思えます。

通告していませんから、もう一度申し上げます。大きな1番目、4月1日の記者会見について、(1)は記者会見のやりとりの内容を詳細に。(2)であります。職員の損害賠償が大きいと言いますが、5人ならいいのか。もと言われた、関係者21人ならこれで現市長は納得するのか。(3)、処分は受けていると言いますが、それは行政上の処分であって、裁判上の損害賠償責任とは全然違うはずですから、ここの見解を述べてください。(4)は3つありました。前田市長は、この2億4,000万円の損害賠償の責任は誰にあるのか、これを答えてください。②番、誰が返したからこれを終わったと、こういうふうな記者会見をしたのか。③番目、返済すればいろいろな責任は全部終わると。高校生の万引きも例に出しましたが、そういう責任は終わったというのですが、これについてお答えください。これが大きな1番目でございます。

2点目に参ります。これは、コメントをぜひやり直してほしいということで、判決直後の3月27日の記者会見の部分に参ります。そのコメントが報道されました。この初めの部分に判決内容は一部市の主張が認められず非常に残念というコメントが流れ、市民はびっくりして、やがて今怒りに変わっているわけであります。前田市長は、不祥事の続く滝川市を批判して、刷新をキャッチフレーズに選挙戦を戦いました。先ほど出たとおりです。特にこの事件で失墜していた田村前市長に

挑戦したのではございませんか。このコメントで前田市長の立場は言葉が足りなかったのではないかと思うわけであります。つまり、この事件は前市長のもとで起きたものです。原告の皆さんから訴えられていることは真摯に受けとめ、判決をよく検討して適切に対処していきたい。これぐらいのコメントにやっぱりすべきではないかと。初めからもう残念と、また次残念が続きますが、この見解を求めます。

(何事か言う声あり)

○渡辺議員 はい、そうです。答弁が、これは通告していませんから、飛ばされたら困りますから。大きな2点目、3月27日のコメントのやり直し、非常に残念というのは非常に残念です。こういう立場で質疑しております。

大きな3点目であります。それでは、ゆすりのように貢ぎ続けた事実を肯定するのか、こういうことに参ります。次に、コメントの後半で顧問弁護士と協議して適切に対応していきたいと述べておりますが、大変顧問弁護士には失礼であります。市民感覚のほうから参ります。市役所の不祥事を弁護する弁護士であります。事件当時は、一市民で傍観者であった前田市長が弁護士に頼る気持ちは大変わかります。しかし、市長がよくお話しになる民間感覚でこの事件を断罪すれば、残念というコメントは出てこないと思いますが、いかがですか。先ほどの個人的なことで残念とか、そういうことになるのかもしれませんが、あの記者会見ではその辺はわかりませんから、残念というコメント、ここです。端的にお尋ねしますが、2億4,000万円近くのこの浄財を1年半にわたって、2人の市民としておきましょう。元暴力団のどうのこうのはちょっと避けます。お二人の市民に垂れ流しのようにならぬこと、これを肯定する立場に前田市長はのめり込んでいくということです。今までせっかくいろいろ批判していたのが、この残念という言葉でもうのめり込んでしまうのではないかと。こういうことで、大きな3点目でございます。

大きな4点目に参ります。

(「意味がわからんぞ」と言う声あり)

○議長 長 渡辺精郎議員、今の3点目はどういう質疑なのか、私聞いていてちょっと理解できないのですけれども、弁護士に相談して対応するというのと残念という言葉がまた出てきている…

○渡辺議員 違います。

○議長 長 そこをちょっと整理してください。

○渡辺議員 あの事件で貢ぎ続けた2億4,000万円程度のその事実、これをまた今の市長がこれを肯定する立場にならぬかと。今まで批判していたものが、今度はみずからその事件を肯定する、その立場が変わりませんかと言っているのです。

大きな4点目に参ります。それでは、わからぬと後ろのほう言いますから、わかるように。残念の部分を取り消せということであります、4点目は。4点目です。前田市長の記者会見での残念という言葉は、ひとり歩きを始めます。端的に言えば、田村前市長を初めとする事件関係者21人程度の要請的隠蔽のもとに隠密裏に行われたこの事件を肯定し、弁護することになります。言い換えれば、前田市長の見解は行政の継続という魔術にとらわれて、刷新を捨てるということになりませ

んかということです。今後刷新を唱えても、全てこの残念というトラウマにさいなまれて、前田康吉氏の政治生命を危うくすることを心配しているわけであります。今からでも残念の部分を取り消しを求めたい、こういうことをございます。

最後でございます。5点目、同じようなことですが、不祥事の行政を継続するののかということです、簡単に言えば。5点目です。前田市長が控訴の道を選択して、裁判という火中のクリを拾うというより、裁判の当事者になってしまって、裁判の火の中に飛び込んでしまう。つまりもう再び批判したり第三者の立場には戻れないということであります。戻っていくと、あの記者会見であのように言ったことがまたうそということになりますから。したがって、さきの田村市政を批判することもできず、刷新もかなぐり捨てて裁判という火の中で燃え尽きてしまうことを危惧するのでございます。行政の継続と言いますが、ここはよく聞いてください、後ろの方々も。不祥事行政を前田市長が継続する、こういう烙印がもうこれからすっかり押されるということ、これを覚悟しなければいけない、こういうことをございます。事後になって、いや、あのときは市長という立場だったから、こういうようなことでいろいろと弁解しても、やっぱりこの刷新という気持ちは、いかに刷新ということを気持ちがあってもこういう記者会見をしてしまっておれば、そして本日の提案のようになれば、もうそのトラウマを避けることができない、こういうことになろうかと思ひます。大きな前田市政の障害になるのではないか、こういうふうなことで、以上見解を求めるものでございます。よろしくお願ひします。

○議 長 渡辺精郎議員の質疑に対する答弁を求めます。市長。

○市 長 それでは、渡辺議員のご質疑にお答えさせていただきます。

まず、大きな1番目の最初の1つ目でございます。記者会見についてでございますけれども、4月1日の記者会見におきましては、滝川市として第一審判決に対して控訴を提起いたしたいということで、議会に提案させていただく旨を発表させていただいたものであります。提訴理由につきましては、骨子について説明できる段階ではございませんでして、議会への説明を優先させていただくというふうにお話をさせていただきました。

また、私の記者会見、そのときの詳細をご報告するまでは、これまではないと思ひますけれども、会見の中で出た内容といたしましては、反省しか言わないのではないかということ、また刷新を訴えて当選した市長として矛盾するのではないのかということ、また判決の内容についての感想等を問われたものであります。真摯にお答えしたつもりでありますし、不明な点はこれからの検討であるというふうに申し上げたところでもあります。職員が余りにも重い責任を問われたと、新聞報道がなされた部分につきましては、現職の市長として市政を預かる立場から私の心情ということで述べさせていただいたものでありまして、これは決して控訴理由の主眼ということではございませぬ。

次に、大きな1つ目の2つ目でございますけれども、職員の支払い能力に関して重たいと述べたわけではございませぬ。前段に述べましたように、会見において私の市長としての個人的な心情として述べたことをございます。そのようにご理解をしていただければと思ひます。また、その人数は多かろうが少なかろうが、それは今お話ししたとおりに全く関係ないわけでございまして、支払い能力云々ではなくて、余りにも重たいのではないかという思いを持ったところでございます。

次に、大きな3番目でございます。職員個人が受けるべき処分であります懲戒処分は既に行われていたということをお話ししたわけでありまして。そして、処分がされているから賠償金額が低くなるべきだとか高くなるべきだとか、そのようなことを述べたつもりではございません。そのようにご理解いただきたいと思っております。

次に、大きな4番目でございます。4番目、3つに分かれておりましたけれども、最初の①としてお答えすれば、損害賠償の責任は当然ながら滝川市が民事訴訟し、勝訴いたしました相手方でありまして詐欺事件の主犯格である夫婦とタクシー会社の実質的経営者、その職員にあると考えております。

次に、返済したのは誰が返済したから終わったと考えているかということでございますけれども、会見において国への返還金額などについてのご質問がありましたので、総務課長が再生基金の内訳について説明をさせていただきました。国への返還は、賠償責任を負ったものでもございませんし、誰が払ったから終わったと言ったつもりはございません。

そしてまた、③として免責等のお話がありました。免責になったという考えは持っておりません。そのためにこれからも市役所改革を続けていかなければいけないと思っておりますので、そのような考えを持っていないということをご理解をいただきたいと思っております。

次に、大きな2番目として、3月27日の記者会見というお話がございましたが、これはコメントの発表でございまして、会見は行ってございません。

そして、その中で残念という言葉についてのご指摘でございますが、行政の長として、そして滝川市長として私どもの主張が認められなかった点を残念と表現したことでございます。そのようにご理解をいただきたいと思っております。そして、その主張は肯定しているものではございません、このようなことをですね。あくまでも過失責任はないということをお話しさせていただいているところでございます。今のは3番目のお答えになると思っております。

4番目として、刷新を捨てるのかということでございますけれども、私は全くそのつもりはございません。この市役所を市民の皆さんの誇りと自信を取り戻すためにということをテーマとして、私はこの改革に臨んでいるわけでございまして、そのためにはまだまだ行わなければいけないことはいっぱいあると思っております。そして、この不祥事を私は全く認めているつもりもございません。この不祥事を反省の材料として、市の職員一人一人がこの十字架を背負っていかなければいけないわけでございます。そのためには、常に新しい考え方、そして自分たちの仕事が今やっていることが正しいのかということを見ながらやりましょうというふうに訴えておりますので、刷新はこれからも掲げてまいりたいと思っております。常にそのような精神を持ち続けていきたいと思っております。

次に、大きな5番目として、この控訴することが全ての不祥事を肯定をしたということでございましたけれども、先ほどもお話ししましたとおり、私が今回市長に立起したときには、このようないろんな不祥事が硬直化した組織の中で出てきた、第三者委員会でも不相当な部分があったというご指摘があったというふうに伺っております。私もそのように思ったわけでございまして、組織的に改革しなければいけないという思いでございます。そういう意味では、不祥事は不祥事として断罪

されなければいけません、それについて認めるつもりは全くございません。ただ、その不祥事は不祥事として、これからいろいろとまた控訴審もあろうかと思いますが、それとは別に私は市役所改革というものをすることが私の仕事である、そのように思っております、この残念という意味は渡辺議員はかなりこだわっていらっしゃると思いますが、私としてはその残念という意味は私どもの主張が認められなかったことが残念という意味とぜひご理解をいただきたいと思っております。

以上であります。

○議長 渡辺精郎議員。

○渡辺議員 それでは、そういうご回答がありました。それは率直に受けとめておきたいと思いますが、どの部分ということではなくて、総体的にそれでは今のお答えのあった中から、こういう不祥事の行政を継続するつもりはないと、この事件も肯定するつもりはない、こういうことで大変前向きな答弁がなされたと思っております。したがって、記者会見やそのコメントのところは相当やはり修正をしなければいけないような、そういう心情だということはわかりました。理解しました。

そこで、物すごく大事なことで、個人の責任は重過ぎると、こういうことを言ったわけですが、もう具体的にこういう場ですから申し上げたいと思うのですが、やはり部長、課長の責任は重いと、これは私も個人的にはそんなことも思います。しかし、それ以上にこの事件をずっと初めから、私はその当時は厚生常任委員会で行っていましたから、つぶさに見てまいりました。聞いてまいりました。質疑もしてまいりました。その中で、市長や副市長が責任ないなんて、こんなことは全くおかしいことだと思っております。したがって、前田市長の言う残念の中には2人に過大な責任を押しつけられているという、その反面はやはり元の市長や副市長にだって責任があるのではないか。こういうことをやっぱりはっきりと申し上げるのが刷新市長ではないでしょうか。ここをまず再質疑としては、何としても2人の過大なことはわかりました。しかし、では5人訴えられている中でやっぱり市長や副市長の責任を全く問わないで、この事件をこれから論じたり控訴したりするのはおかしい話ではないかと。だから、2人の過大なこんな9,800万円程度、とても無理ではないかと、そういう主張はいいのかもしれませんが、では、やっぱりそれ以上の責任を負うべき市長や副市長、これは微妙な立場かもしれませんが、大変話するのは難しいかもしれませんが、刷新市長はやっぱりそこに及ばなければいけない。この控訴するというときの大きな決断としては、やっぱり本日は元の市長や副市長が本当に責任がない、この言葉で通じるのかと、ここだけぜひよろしくお願いします。

(「裁判所でのことだぞ」と言う声あり)

(「裁判の問題でない」と言う声あり)

(「これは難しいわ」と言う声あり)

(「裁判はこれから」と言う声あり)

(「勘弁してくれ」と言う声あり)

○議長 市長。

○市長 ただいまの渡辺議員の再質疑でございますけれども、私どもが控訴するのは支給決定に違法性はあったのかと、職員に故意、過失はあったのかということをもう一度聞きたいというこ

とでございます。今ほご質疑でございますけれども、原告の皆様方も控訴するというふうにお聞きしているわけでございます、これから控訴審においてその過失責任がいろいろな立場の方々にも明らかになってくると思います。私は、コメントする立場にないというふうに思っておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思ひます。

(「そのとおり」と言う声あり)

(何事か言う声あり)

(「そんなことない。大事なこと、控訴するというのは」と言う声あり)

○議長 渡辺精郎議員。

○渡辺議員 はい、再質疑。そのように避けたい気持ちは私もわかります。しかし、では裁判で裁判でと何でも、そういうことで議会のほうが責任を負わないという体制はだめです。せつかく、これ控訴するということは重いことです。

では、事件の中身に少しかかわります。つまり市長や副市長の責任がどうなのかという問題にそれでは及んでいきます。それは、この事件の予算、決算にかかわる隠蔽について、これは余り議会の本会議では言ったことないのですが、市長や副市長、これ責任あるかないか、これを一般論で結構ですから、これを述べていただきたいと思ひます。まず、この事件の特徴は事件の初めから容疑者の逮捕の瞬間まで議会に対して徹底した隠蔽を凶っておりました。当時の議長も副議長もこれは知らなかった、隠していた。果たしてそれが部長職でそれだけのことをできるのかどうか、これを考えてみてください、前田市長。

例えばという、具体的になります。例えば平成18年度の19年9月の議会の決算特別委員会、一般会計決算において19年の3億円程度の生活保護費が多かった、その理由を私が質疑したら、いや、生活保護者の入院費が多かった、こんなうその答弁でないですか。既に1億円近いものをもう片倉容疑者に払ってしまつて、そして決算のところで3億円程度多かつたわけであります。それを私は全然その中身はわからなかつたから、こうやつて多かつたのでどうしたのか。これ本当のことを言うべきではないですか。議会でそんなうその答弁が許される、これが滝川の市議会、滝川市だということであります。うそだと思つたら、その委員会の記録を出してもらえばわかる。私はわからぬから、軽く3億円はどうしたのとしか、これは聞いただけなのです。後になつて市民の皆さんが渡辺さんはもっと突っ込んで質問しないから議会も責任ある、こう言われたのですが、事件などは予想しませんから、さすがの私も勘ぐることができなかつたわけであります。

次です。平成19年度の予算案に結局は片倉容疑者向けに、今は受刑者ですか、向けに1億1,000万円程度の支給予定金額を盛り込んだ、こんな予算をつくつて、それは部長や課長だけの責任ですか。これは……

(何事か言う声あり)

○渡辺議員 冗談でない、後ろの方。これが大事なことでしょう。こういうのを見過ごしておかしなことになっているわけです。これほどの決算や予算の内容を市長や副市長が知らないと言つて済まされることですか。

(「前の市長を呼べ」と言う声あり)

○渡辺議員 もちろんそうです。それはそうですけれども。だから、これは一般論として前田市長にこういう事実があっても前市長や前副市長に責任がないと言える、こんなような……議会軽視ですよ、簡単に言いますと。こういう態度こそ残念と言わなければいけない。だから、前田市長の残念というインタビューは、こういうところに残念をつける。

○議長 長 渡辺精郎議員、ちょっと質疑でありますので、簡潔にお願いいたします。

○渡辺議員 だから、今のことで市長、副市長が、ではそういうのは部長や課長でできるということですか、年度の予算、決算。これは、必ず市長、副市長が目を通して、いいとか悪いとかだから予算書や決算書になっているのではありませんか。このことだけを聞こうということでもあります。それは、おのずからその職員の責任ではなくて、もう市長や副市長の責任だ、こういうことを質疑があったと、こういうことで結構ですから、お願いします。

○議長 長 市長。

○市長 当時のことについては私はわかりませんので、コメントは全くできないのですが、私は主に、今も私ども心がけておりますが、適宜、適切に提案をし、執行していたと、そのように私は思っております。今渡辺議員ご指摘の点につきましては、二審、これから上級審においていろいろ審議される内容であると思っておりますので、そこでいろいろと明らかになってくるのではなかろうかと思っております。私どもは、今後とも刷新に向けて努力をしたいと、ただそうお答えするのみでございまして、これからも皆様方に残念と言われぬように努力してまいりますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○渡辺議員 それでは、終わります。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 傍聴席が満席であります。市民の、また全国民が大きな関心を持っている今回の控訴の提起議案でございます。

大きく6点にわたって質疑を行いたいと思っております。私は、慎重に判断をした答弁をいただくために、ほとんど通告してありますので、出てくる答弁というのはそういう慎重な検討を経た答弁だというふうに傍聴の皆さんにもそういうことでお聞きをしていただきたいと思います。ただ、今質疑を聞く中で、1点これは私は討論の中では用意はしておりましたが、まず最初に通告しておりませんので、最初にお聞きをしたいと思っております。

今回は、一審の判決が出たというタイミングです。前任の市長、つまり選挙前の市長が被告となっていた住民訴訟で選挙で新たに選ばれた市長が裁判の中で被告に不利な主張をするということについて検討されたのか。つまり前田市長は、不祥事あるいは前市長の責任を選挙のときに何度も繰り返し言われていたわけですから、当然裁判の中で前田市長は被告であります。しかし、みずからみずからに対して不利になるような主張、しかしそれは新市長がみずからの手で調査をした事実であれば、私は裁判の論理に矛盾はないというふうに考えるものですが、そのような検討はされたのか。また、それはだめだということであれば、あり得ないということであれば、その根拠をお示しをいただきたいと思っております。

2点目は、渡辺議員が質疑された内容で、私はその答弁を伺って何点かお聞きをしたいと思いま

す。つまり4月1日の記者会見についてです。まず、新聞報道はその一部でございます。市長は、記者会見で何を述べたのか。全てを議員、また傍聴者の前で述べていただきたい。

2点目は、いわゆる個人的な心情で職員の責任を問うには余りにも重い判決という報道ですね。これは、個人的な心情だったと言いますが、4月1日というのはどういうときかということ、29日にははっきりと判決文が届いているわけです。そして、その日に臨時議会を招集するということを議会事務局に通達をし、私たち議員は控訴するということを100パーセント確認した気持ちで受け取っていた時期です。当然どんな控訴理由で行くのだということは、その時点である程度固まっていたはずです。原告のほうは、その前日に市民報告会を行って判決文の分析、さらにはどういった控訴理由にするのかという、その趣旨を既に公開をしています。そういうその翌日に事実をもって重いか軽いか言うのならともかく、個人的な心情でというのは余りにも軽はずみな発言であり、心情で言ったというのは、市長としてはふさわしくない発言だったのではないかというふうに思いますので、伺います。

3点目です。これは、記者会見についての3点目ですが、既に処分を受けているという言動、これも同様に前市長が行った行政処分と今回の一審の判決、どのような重さの差があるのかというのは、誰が考えても明らかです。もう比較にならないほど一審の判決は重いのです。そういう中で、既に処分を受けているから、だから何なのだと、多くの市民は思ったというふうに思います。市民の疑問にきちっと応えるご答弁をお願いいたしたいと思います。

そして、国への返済が終わっているというコメントです。ご答弁では、結局詐欺事件の被告が返すべきだが、それが返さないで、その後何と言ったか、誰でもないと、返済したのは誰でもないという答弁をしましたよね。誰でもない者が、そんな2億円以上のお金を返せるわけがありますか。全てが寄附金で賄われたのであれば、そのほかを寄附金で返したとはっきり言えばいいではないですか。誰でもないという、私はそれは寄附金等以外については、それは税金で返したのだということを、これも明らかですが、誰でもないという答弁は余りにも不明確、不誠実な答弁ですから、もう一度お伺いをしたいと思います。

次、大きな3点目です。今回の判決の分析についてお伺いします。明らかに判決の中に事実誤認があるなということをおも一部感じております。それは何かということ、当時の副市長の財務会計上の違法行為の有無の中で副市長は地方自治法第242条の2第1項4号による当該職員ではないので、不適法と解するのが相当である。要するに訴えの対象になるのが不適法と解するのが相当であると判決文に書いています。しかし、助役、そして副市長には地方自治法第167条の監督権があり、普通地方公共団体の長の職責並びに法第243条の2の規定の趣旨及び内容に照らせば、同条1項、所定の職員には当該地方公共団体の長が含まれず、長の当該地方公共団体に対する賠償責任については民法の規定によるということが昭和61年2月27日、最高裁判所第一小法廷判決にあるのです。これ当然長に準ずるものとして副市長も民法の規定で責任を問わなければならないと。民法第709条は、故意または過失によって他人の権利または法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負うというものなのです。副市長には、そもそもこれが該当されるわけですから、当然訴えの対象にはなり得ないというこの判決文、これについて私

は裁判所の事実誤認というふうに思いますが、お考えを伺いたいと思います。市側がどのようにこの部分を読んだかと、読むかということをお伺いしたいと思います。

大きな4点目です。一審判決の受けとめ方についてですが、管理職のなり手がなくなる。職員が損害保険にたくさん入りそうだという先ほどからの質疑を私は踏まえて質疑をしたいと思います。職員の一部に多額の賠償額に対して管理職のなり手がなくなるという感想があります。しかし、職員の賠償責任については、地方自治法第243条の2で職員が故意または重大な過失、現金については故意または過失により、その保管に係る現金、有価証券、物品（基金に属する動産を含む。）もしくは占有動産またはその使用に係る物品を亡失し、または損傷したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならないとし、次に掲げる行為をする権限を有する職員として支出負担行為を上げ、さらにその権限に属する事務を直接補助する職員で、普通地方公共団体の規則で規定したものが故意または重大な過失を与えたときも、また同様とするとしています。つまり故意または重大な過失でなければ、長は損害賠償を請求できないということを理解すれば、このような管理職のなり手がなくなるなどという俗論は出てこないはずだと思います。長として、故意または重大な過失とは何なのか、地方自治法第243条の2、ここに何が書いてあるのか、この機に私は滝川市の職員にぜひ市長としてしっかりと説明をする、職員の皆さんは判決文読んでいないのです。だから、やっぱりいろんなうわさが出たら不安になる。そういう中で、市長は職員の不安に対してしっかりと応えるように、そういう研修をする場をぜひ設けるべきと考えますが、そのお考えを伺います。

さらに、先ほどの柴田議員への答弁で職員賠償保険について検討すると、このような耳を疑うような答弁がされました。私は、まさかという、そういうことはないだろうということで確認をしたのですが、税金でこの保険料を払って243条の2の故意または過失により自治体に損害を与えた場合もその保険で支払えることを検討するという答弁をまさかしたわけではないというように思いますので、確認をしたいと思います。職員個々人が損害賠償保険に入ることは、それは全くの自由であり、この議場で話されることでは全くありません。

大きな5点目です。控訴審で何を主張するのかということですが、第三者委員会報告あるいは会計検査院の決定など、これまで客観的あるいは慎重な判断の上で報告されてきたものをどのように取り入れながら控訴審で主張するのかということをお伺いしたいのですが、一審では多くの点で第三者委員会の判断、または会計検査院の判断に真っ向から対立する主張を繰り返してまいりました。滝川市は、会計検査院の決定あるいは第三者委員会の報告、これを真摯に受けとめて再生を誓ったはずではないでしょうか。ところが、まるでこれらの評価を変えてしまったかのような主張を一審で繰り返されてきています。事例を2点お示しをしておきたいと思います。まず、通院について。通院については、第三者委員会、そもそも医学的には滝川市内の通院で十分治療が可能である。これが第三者委員会の報告です。ところが、市側の主張は北大の第一神経科の通院が許容される以上、同じ札幌市内の他の病院を受診するのはかえって効率的である。また、判決では1から8に全く医学的には札幌市内の通院で可能、あるいは月1回の通院でいいだろう、あるいはせいぜい月2回の通院でいいだろう。また、それもそのうち見直す必要があるだろう、こういうことを判決文の中で

は8つの事実を上げて主張しています。もう一点は、タクシー代についてです。タクシー代については、第三者委員会は何と言っているか。これだけ回数がふえ、金額が大きくなってきた段階では、地域との均衡が保たれた最小限度の額とは言えない。そもそも20万円の料金は、本来毎日使用されることを予定していない料金と考えられ、毎日の利用を前提とする場合、当然業者との価格交渉が必要になるものであってということで、必要最小限の額ではないということを明確に言っています。ところが、滝川市は裁判では他の会社の見積もりでは同社が定額であった、あるいは適切だった、移送会社の検討はしたが、20万円、25万円は合理性を有する、こういったことを述べています。会計検査院まで例示をするまでもなく、こういったことを真摯に受けとめたはずの滝川市、20年4月当時あるいは11月当時、こういう考え方を放棄してしまったのかということをお伺いしたいと思います。

次に、その2点目ですが、市長は就任後、独自に調査をしたのかについて伺います。2011年第2回定例会で前田市長は、行政組織である滝川市の判断は市長がかかわったことで影響されるものではないと考えております。先ほど申し上げたとおり、結審も近い状況であると判断しておりますので、裁判所の判断を待ちたいと思っております。また、大変遺憾に思うなども述べました。被告としての立場があっても、当時の市長、副市長が福祉事務所長らに重過失の原因になるような指示を出していなかったなど、最も強い調査権限を持つ市長が独自に調査を行い、その上で今回の控訴に臨むべきだったのではないのでしょうか。柴田議員も市長独自の調査が必要だという趣旨の質疑をされましたが、市長は今後も滝川市は変わるのだ、新しい滝川市をつくるのだみたいな答弁をされましたが、再調査をするということは今回もその考え方を述べられていません。しかし、一審で個人の過失責任を問う、こういった重たい判決が出た。また、出る前もたくさん時間があつたわけです。そういう中で、これまでなぜ再調査をしなかったのか。また、この期に及んでもみずからの権限を、大統領より強いと言われる市長の権限を行使せずに調査をしないで、判決だけを受け入れると、こういう立場を通すのか、お伺いします。

3点目は、ちょっとこれまで述べたことと重複するので、これは割愛をして、次一審で主張したことに新たな事実を控訴審で出すべきではないかと、もし控訴するのであれば、議決が通ればですね、議決されれば。2名の賠償請求額が高額だから控訴というならば、2つの方法があるのです。1つは、違法、重過失、監督義務違反を2名の方のそういったことを否定する証拠を出さなければいけない。もう一つは、前市長、副市長からの指示があつたという新たな証拠を出すということです。こういった証拠があれば、当然判決は覆るでしょう。2名の職員の方への責任あるいは賠償額も減ったりなくなったりする可能性もあるのです。しかし、これまでどおりの主張を繰り返しただけでは、全くその変化はないというふうに思います。控訴するのであれば、新たな証拠を市長みずからが調査をしっかりと出して出すべきではないのでしょうか。

最後6点目です。債権放棄の可能性について。世間では、今後の裁判で賠償額が確定したら、その損害賠償請求権を放棄する議案を市議会に提案するのではないかとという話も言われています。裁判で被告勝訴ならそれでよし、仮に敗訴しても、請求権を放棄すればいいという、そういう考え方では市民、全国からの批判は逃れないと思います。刷新市政として、そのような行動は絶対にとれ

ませんと。少なくとも今の段階では考えていませんということを明言すべきと思いますが、お考えを伺います。

以上、大きく6点、お伺いをいたします。

(「議事進行」と言う声あり)

○議長 荒木議員。

○荒木議員 今の清水議員の質疑の前段の部分で2億三千数百万円だったと思いますが、それは全額税金で補填されたかの発言がございました。

(「していない」と言う声あり)

○荒木議員 私の認識では、市民からの寄附、それから前市長、副市長含めた職員、病院職員の果てまでですけれども、病院職員の給与の一部で補填されたものというふうに認識をしております。何をもって全額税金というふうに言われたのか、その根拠。それから、もしそれが適切でないとなれば、削除を求めます。

(「賛成」と言う声あり)

(「何をもって税金と言っているのだ」と言う声あり)

(「賛成」と言う声あり)

(「これは、市民に誤解を与える」と言う声あり)

○清水議員 精査して、精査。

○議長 長 休憩いたします。

休憩 午前11時45分

再開 午前11時46分

○議長 長 休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいま清水議員の質疑の中における発言、これを議事録を起こして精査をさせていただきたいと思えます。

この場合、この精査に若干の時間を要すると判断いたしますので、午前の審議はこれまでといたしまして、ここで休憩に入りたいというふうに思えます。再開を1時とさせていただきます。

休憩いたします

休憩 午前11時47分

再開 午後 1時00分

○議長 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

午前中、荒木議員の議事進行によりまして、清水議員の質疑における発言に疑義があるということで議事録を精査をしていただきたい旨の議事進行の発言がございました。それを踏まえまして、休憩時間中に清水議員の発言を議事録として一字一句起こしましたので、私のほうからそれを述べ

させていただきまして、その上でどういう意図をもって発言されたのか、清水議員から改めてお尋ねをしたいというふうに思います。

清水議員の発言でございますが、「返済したのは誰でもないという答弁をしましたよね。誰でもない者が、そんな2億円以上のお金を返せるわけがありますか。全てが寄附金で賄われたのであれば、そのほかを寄附金で返したとはっきり言えばいいではないですか。誰でもないという、私はそれは寄附金等以外については、それは税金で返したのだということを、これも明らかですが、誰でもないという答弁は余りにも不明確、不誠実な答弁ですから、もう一度お伺いをしたいと思えます」というように発言をされております。この発言の趣旨をいま一度清水議員からご発言をお願いします。清水議員。

○清水議員 発言の趣旨は、全くこのとおりでございます。ただ、疑問が湧くとすれば、このことだろうというところについて補足の、質疑の補足になるのかよくわかりませんが、議事進行中ですから。

ここでいう寄附金等以外というのは、寄附金及び刑事事件の被告から受けた損害賠償、これ以外については、それは税金で返したのだということ、これも明らかですが、つまりそれ以外は一般会計の一般財源から出されております。ですから、これは100パーセント税金であり、これが税金でないという解釈が世の中に存在するというふうに私は思いません。ただ、この当時、田村前市長は税で返さないといいながら、しかし何かで返さなければならない。そして、職員の皆さんのご協力を得ることを彼は結果としてその道をとった。ですから、市の全職員が給与削減を受け、それを返済に回したことも事実です。先ほど税で返したということはおかしいという議事進行がございましたが、一般財源から返済したことは紛れもない事実ですが、職員の皆様は滝川市のために善意に給与削減にご協力をいただいたこと、これもまた事実だということを補足として述べたいと思えます。

以上です。

○議長 長 荒木議員。

○荒木議員 まず冒頭、先ほど私の議事進行の中で全額税金という旨の発言をしたことは、これは清水議員が発言をされたこととは違う部分でありますので、そのことは訂正をし、おわびをいたします。

私が問題にしているのは、寄附金等以外については、それは税金で返したということの根拠でありまして、今清水議員から発言がございましたが、私はもともと、要するに本来職員が受けるべきであった給与の部分の削減については税金という認識がありませんし、今の説明では納得いきませんので、私は議会運営委員会の開催を求めたいというふうに思います。

○議長 長 ただいま荒木議員から議会運営委員会の開催をしていただきたい旨の発言がありました。

議長といたしまして、これはその税の投入か投入で否かという非常に大きな部分だというふうに判断をいたしますので、この場合、本会議を休憩いたしまして、この後議会運営委員会を開催し、その中で協議を進めていただくという形をとらせていただきたいと思います。

(「おかしいぞ、それ。議会でそんな、地方自治法で税金とは何だと書いているわけでしょう。一般財源は税金でないなんていう議論、どこにあるのさ。これ基本中の基本でしょう、そんなの」と言う声あり)

(「議長の許可得て発言せい」と言う声あり)

○議長 議会運営委員会を開催するということで判断をいたします。
休憩いたします。

休憩 午後 1時05分

再開 午後 1時40分

○議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

休憩中に議会運営委員会を開催いたしまして、清水議員の質疑に対する発言につきまして協議をさせていただきました。

清水議員から発言がございますので、これを許したいと思います。清水議員。

○清水議員 それでは、私の先ほどの発言で「寄附金等以外については」までを生かして、「誰でもない」からも生かして、その途中を以下のように変更したいと思います。「職員の人件費減額を財源の一部にしたと私は考えていますので」を挿入して、先ほどの質疑にかえたいと思います。

○議長 長 それでは、清水議員の質疑に対する答弁を求めます。市長。

○市長 長 それでは、清水議員のご質疑にお答えさせていただきます。

まず、一番最初でございます。市長として被告となっているが、証言することを考えたのかというような趣旨のご質疑だったと思いますが、私が市長になったタイミングでは住民訴訟が最中でありまして、清水議員のご質疑にもあったとおり、定例会で答弁した内容もございまして、行政の長となっても継続性の中で私はそっちのほうを支持しますというお話をしておりまして、そのような考えのもとでございましたので、証言等をするのは一切考えておりませんでした。

次に、4月1日の記者会見、記者会見の中身につきましては後ほどお答えさせていただきたいと思っております。

次に、記者会見の中で個人的な心情を述べたということで、余りにも軽はずみということでございました。軽はずみと言われればそれまでなのかもしれませんが、私の感じたことを述べたということでございまして、それは刑事事件において、あくまでも損害賠償責任は被告である夫婦、そしてタクシー会社ということでございました。そして、重過失は市のほうには認められなかったわけでございます。しかしながら、同じ司法の場において民事の住民訴訟においては、このような判決が出るということでございまして、このような重過失の判決が出たということに非常に驚いて、そのような発言となったということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

そしてまた、既に処分を受けているという発言はなぜなのかということでございます。これは、文脈の中の一言でございまして、市としてはいろいろと行政改革等、また改革を進めておりますと。その中において、先ほどの議事進行もございましたけれども、返還等々の経緯の中で述べたわけで

ございまして、このような懲戒処分を受けているから今回の重過失はならないと、そのような趣旨で発言したのではないことをご理解いただきたいと思います。

そして、もう一つ、今の議事進行にかかった部分でございますけれども、返済したのは誰でもないというような発言をしたつもりは私はございません。お聞き取りが悪かったら私の滑舌の悪さだとおわび申し上げますけれども、誰が払ったから全てが終わったというものではないという趣旨の答弁でございまして、誰が払ったから終わったということを行ったつもりでございまして、返済したのは誰でもないという趣旨の発言ではございませんでした。その点を訂正していただければご理解いただけるのではないかと思います。

私からの答弁は以上でございます。

○議 長 総務部長。

○総務部長 私のほうから記者会見の詳細ということでの話ございましたけれども、一言一句書いた記録がございませんので、可能な限りある程度把握している部分について要点を申し述べさせていただきます。

その質問のやりとりなのですけれども、例えば一部承服しがたい部分はどのようなところか、そういった部分については一部主張が認められなかった部分があること、そして職員が責任を問われたことに対して、もう一度裁判でご審議いただきたい。あるいは、市として反省しているという立場だったと思うが、控訴されるとなると反省の認識が弱いと受けとめられることはないのか。そのことについては、重大な過失としてここまで重い処分になるのかとの思いであり、それを刷新すべく立候補したことから起きた事件について真摯に反省し、再構築を図り、市役所の自信と誇りを取り戻そうと職員に訴えてきた。控訴することが間違いを認めていないと思われるのは非常に心外であると。あるいは、滝川を刷新する意気込みでやられている中、重過失と司法が認定したものに対して矛盾があるのではないのかという部分については、職員が一体となり、市民の応援をいただきながら返還もさせていただいた。その点については申しわけなく思っているし、職員全員が反省をしていると思う。あるいは、裁判所の認定した事実に関して争わない方針かという部分については、控訴の期間が短い、そして顧問弁護士とも相談しながら控訴理由の中で考えていきたい。あるいは、市長の考えとして額の程度ではなくゼロだという主張なのか。そういったことについては、今までの主張は過失がなかったということで主張してきた。その点は主張したい。今回出された判決結果は非常に厳しいと思っている。そのほか、既に返還が終わっているので、仮にだが、一審の判決どおり、仮に2人に請求し戻ってきた場合のお金の扱いはという質問もありましたけれども、あくまでも現段階では控訴するというので進めていく。そして、組織として内部処分や支給した額もさまざまな手だてで補填をしてきたが、職員個人の職務に係る責任だったと思うが、個人に対する責任はないというのがこれまでの主張であり、今後も変わらないのか。それについては、これまで同様主張していきたいという旨答えております。そのほか、この臨時会そのものがこの案件のために開催されるものなのかとか、そういった、あるいは返還した額の関係の質問等もございました。

以上、概要でご報告させていただきます。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 判決の分析ということで、前市長の民法上の関係のご質疑についてです。

判決では、前市長においては地方自治法第243条の2の規定では該当せず、非該当とされ、また前市長が地方自治法と民法上の責任を問う原告の主張は理由がないとして退けられております。そんなことから、必然的に前副市長の民法上の指揮監督の補佐責任も問われないと認識しております。

なお、ご質疑の中にありました原告側最終準備書面で主張されているのは、民法644条、受任者の注意義務についてであります。清水議員が指摘された民法709条の不法行為による損害賠償では該当しないと考えます。

以上でございます。

○議長 長 総務部次長。

○総務部次長 地方自治法第243条の2、職員の賠償責任について研修させるべきでないかというようなご質疑でございます。生活保護費詐欺事件を経まして、信頼される市役所に生まれ変わることを目的に平成20年5月、市民の皆様へ信頼される市役所づくり推進プランを策定をしまして、16項目に職員一丸となってこれまで取り組んでまいりました。その1つが職員研修、能力開発でございます。職員研修プログラムや滝川市人材育成基本方針を策定いたしまして、役職に応じた研修プログラムのもと、地方自治法研修あるいは管理能力研修等、数多くの研修をこれまで実施してきたところでございます。組織運営は、職員のおのおのが役職に応じた職責をしっかりと果たしていくことが基本であると考えておりますので、ご指摘いただいた研修の実施も含めた中で必要な手段を講じていきたいというふうに考えております。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 このご質疑の中で、先ほどの私が答弁させていただいた保険の関係のご指摘がございました。私、ちょっと滑舌が悪かったかもしれませんが、検討ではなく勉強ということで答弁させていただいて、決して税金を充てるとか、そういったつもりでの答弁ではございませんので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 控訴審での主張が考えられることについて、第三者委員会報告との関係ということで答弁します。

違法性の判断は、捜査機関や裁判所が行うものであるとの立場を明確にされた上で、検証第三者委員会報告書は市民の立場に立った客観的かつ公正な検証と再発防止のための提言をいただき、市の対応上の問題を検証いただきました。ご指摘のある検証第三者委員会報告書に対する評価が変わったとは判断しておりません。

以上です。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 次に、調査をというご質疑でございました。ご質疑にあるような新市長になってからの調査は実施しておりません。今後も予定はしておりません。刑事事件における警察の捜査や市が

損害賠償請求をした民事事件、今般の住民訴訟、そして市長権限の枠を超えた調査がそれらで行われたというふうに思っております。また、ご質疑は元福祉事務所長らに重過失があるという第一審の判決を前提にされておりますが、まさにその点を上級審でご判断いただきたいと、控訴に係る訴えの提起を議案提出させていただいております。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 それでは、私のほうから最後の2件まとめてお答えします。

一審で主張したことに新たな事実を控訴審で出すべきというご質疑でした。まず、第一審判決で元福祉事務所長と元福祉課長に損害賠償請求及び賠償命令をせよとされた金額が高額であるから控訴の提起をするものではございません。

次に、訴訟代理人である顧問弁護士と協議をした中で、清水議員さんからいろいろご意見のありましたような証拠がなければ控訴すべきではないとは判断しておりません。

続きまして、債権放棄の可能性についてという質疑に対してでございますが、本日の臨時会に控訴に係る訴えの提起について、地方自治法に基づき議決をいただきたいと提案させていただきました。全国の事例としても、今ご指摘にある債権放棄の議決がなされたことがあることは認識しておりますが、今この現時点において債権放棄について言及する状況ではないと判断しております。

以上でございます。

○議長 長 答弁が終わりました。清水議員。

○清水議員 まず、1点目なのですが、新たに市長に就任して継続性の中で証言変更は一切考えなかったと。私は、もう一つお聞きをしたと思うのです。市長がかわったときに、前市長と全く違う考え方を持った、つまり今回の事件でいえば市長に重過失があると、あるいは職員に過失があるというふうに考えて当選した市長が、前市長のかわりに被告として、要するに自分のそういう信念あるいは持っている証拠等を活用してだめという、そういう前例や判例等があるのかどうかということもお聞きをしておりますので、ご答弁をお願いしたいと思います。

また、今回まず一審終わったのです。先ほども一審の判決については、市の責任も相変わらず過失はないと言っているわけですから、認めたとは言えませんが、ここが一つの節目として、要するに控訴をしない。控訴をしないということは、フリーな立場になるわけです。控訴審で原告がいろんな主張をすると。その主張に前田市長が新たにみずから調査委員会をつくって、新たな証拠を出して、探し出して、それを控訴審、市がそういう調査結果を出せば、当然控訴審で原告がそれを新証拠として提出するわけです。そういったような市長の動き方というのもまたあるのかなど。最初に質疑で申し上げましたように、私も職員だけが重過失があったと、トカゲの尻尾切りだということではいけないと。事實は、前市長、副市長が主導、指示したものだということ考えていますので、市長もそれ以前では共有できる部分があるというように思いますので、ここは控訴をせずに自由な立場で調査を展開して新たな証拠を出すということが求められているのではないかとこのように思うので、この質疑をしているということをつけ加えて答弁を伺いたいと思います。

2点目については、納得は全部できるわけではありませんが、質疑を絞るという意味で5点目の第三者委員会の報告の判断に真っ向から対立していることについて、ご答弁では第三者委員会が検

証した評価が変わったと考えていないと。それは、言葉では何ぼでも言えるのですが、先ほど例示したようにまるっきり逆になっているのです。だから、先ほど言ったことを繰り返しませんけれども、今私が裁判を経て判決文を読んでわかったことは、第三者委員会は既に当時の医師の医療要否意見書だとか通院要否意見書を黒塗りでないものを見ていたということがわかったのです。だから、第三者委員会は、そもそも夫は滝川市で受けることが不可能な治療を札幌市で受けているわけではなく、医学的には滝川市内の通院で十分治療が可能である。唯一注射の日数については、札幌の医師と滝川の医師では判断を異にしているが、札幌の医師も認めているとおり、毎日注射する必要について医学的効果が十分証明できない以上、本人の希望で行われていた側面が強く、これをもって札幌市への通院の必要性を認めるのは不合理である。これは、第三者委員会が当時かなりの情報を持って分析して得た結論なのです。違法性過失については述べれる立場にないわけです。ところが、北大の神経科が当院で受けるべきだと言った以上、ほかの全ての10も20も、また1年365日に近い通院、1日最高給付で95万円、この通院について、かえって効率的である、こんな主張をしていて、どこが第三者委員会の報告を、評価が変わったとは考えていない。これは、全く今のご答弁は根拠がないどころか、虚偽の答弁に近いですよ。事実でない答弁をされておりますので、もう一度第三者委員会の報告書、全部そのままそうだと思うなければならないという義務はありません。しかし、余りにも中心ポイントでまるっきり違うところに行っている。これでは、もう一度第三者委員会の報告書を滝川市がきちっと勉強しないと、間違った裁判をどんどん進めるということになってしまうので、ここはしっかりとした答弁を伺いたい。私は、今週にでも来週でも、当時の第三者委員の皆さんに集まっていただいて、これまでの経過を説明して、滝川市はこういう主張をしましてと言っ、もう一回第三者委員会に評価をしていただくと、そんなこともしないと、私は滝川市は生まれ変わらないというふうに思いますので、その点についてもお考えを伺いたいと思います。

それと、市長が就任後独自に調査していないし、今後も予定していないというご答弁については、本当に滝川市には市長はいないということになってしまいます。市長しか持っていない権限を市長が行使しなければ、誰がやるのですかということなのです。極端なことを言ったら、こういう市長だったら滝川市には必要ないということになってしまうのです。先ほど答弁で、何か裁判の中で市長権限の枠を超えた調査をしているなんていうことをさらっと言われました。しかし、市長の権限を超える調査を裁判官が持っているなんていうことは、全くの事実誤認です。こんなふうに思ってしまったら、職員の皆さんの教育にとってもよくないので、私は裁判を二十数回見てきた、あるいはその途中のいろんな証拠書類、準備書面を見せていただいた経過から、はっきりと言いたいのですけれども、新たな証拠を裁判所が調査権なんか発動して、市役所の中に入ってきて書類見たりすることは一切ないのです。唯一証拠を証人尋問の中で裁判所で聞くと。しかし、それについても記憶がない、忘れまして言われたら、それでおしまいなのです。ですから、市長の権限の枠を超えたものを裁判所がそういう証拠調べしてやっているのだから、そこに預ければいいなんていう考え方は全く成立しないのです。市長の権限というのは本当に、先ほど大統領を超えるという表現を私はしました。市長というのは、一人で滝川市を代表するのです。誰の意見を聞くこともない。一人

で職員全員を使って予算をつくり、組織、人事、それを全部決定し、そして条例、予算、議案をつくり、それを副市長以下職員が支えると。議会が否決したら拒否権も持っているし、議会解散権まで持っているのです。こういった権限は、市長の権限の100分の1持っている人いないのです。市長しかいないのです。この市長が独自に調査をしない限り、この全容説明はできないということを私は考えますが、ご答弁をお願いしたいと思います。

以上お聞きして、再質疑とします。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 ちょっと飛んで3番目の第三者委員会の関係でお答えします。

第三者委員会の検証目的、大きな目的として検証目的として専門的な違法性の判断はしないという立場であって、裁判ではその違法性が審議されているものと考えます。要は、違法性の判断はしないという立場でありますということをお答えいたします。

○議長 長 市長。

○市長 ただいまの清水議員の再質疑でございますけれども、まず最初、2番目、そして4番目というふうにお答えをさせていただきたいと思いますが、まず最初に重過失があったはずではないかということでございますけれども、先ほど午前中の答弁でもお答えしましたとおり……

(「そういう例もあるという」と言う声あり)

○市長 あるということですね。

(「一般論」と言う声あり)

○市長 そういうこともあるということでございますけれども、私としては先ほど午前中にも答弁させていただきましたとおり、今回この市役所という組織を変革すべく市長を目指したわけでございます、それぞれの過失責任を追究するといったことを表明したことはございません。そういう意味からも、今回これについて過失責任を追究する立場はないと思っております。

そのことによって、2番目の質疑のお答えになると思っておりますが、あえてそのことを調査をする等々のことは私は考えておりませんでした。そして、これからもその考えはないということでございます。

また、最後になりますけれども、調査権等々権限があるということでございますけれども、以上のことからその調査権等を使うつもりはございませんし、行使するつもりはございませんし、私はそんなに大統領以上の力を持っているとは思っておりません。議会の皆さん、そして市民の皆さんのしっかり声を聞くことによって行政を進めなければいけない。独善的な市長であってはならないと思っておりますので、皆様方の声はしっかりと聞いているつもりでございます。さほど強い権限を持っているとは思っておりませんので、ぜひその辺の立場をご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長 長 答弁が終わりました。清水議員。

○清水議員 最後の前田市長のご答弁ですが、まことに残念です。過失責任を追究する立場ではない。あえて調査もしない。これから控訴をしようとする方が、その責任者である市長が調査もしないで控訴をする、こんなことって許されますか。控訴をするというのは、やっぱり一審で出された

判決に対して、それは事実と違うということで新たな証拠を出したり証言を立証するわけです。それを裁判所で判決でよく反映されなかったのであれば、もっとそれを立証するために努力するのが今回控訴の提起を議案として出す市長の基本的な立場でなければならないのです。それがあえて調査しないということになれば、こういったことが裁判で原告側から現前田市長は調査する気もないようだ、こんなことを言えばこのまんま2名の職員の方の重過失、また多額の賠償金というのがどんどん確定するという方向に行くのです。市長が本当に職員の責任が重過ぎるといのであれば、責任が軽いという、その新たな証拠を見つけるために徹底的に前市長、副市長の関係について調査すべきなのです。なぜそれを市長はしないで控訴の提起、本当に形式的な何か私はやっているというような、そんなことで済まされる問題ではない。私は、これは調査というのは控訴の提起と一体するものでなければならないというふうに考えるのですが、お考えを伺います。

○議長 市長。

○市長 ただいまの再々質疑にお答えさせていただきますが、あくまでも私は控訴をさせていただき、今までの主張をもう一度主張させていただくことによって司法が判断されると、そのように思っております。私どもの調査したことが新しい証拠云々ということではなくて、弁護士とよく相談しながら訴えることを積み重ねていくことで控訴に臨んでいきたいと思っているわけございまして、あえて調査する必要はないというのが私の判断でございます。ぜひご理解いただきたいと思えます。

以上です。

○議長 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。渡辺精郎議員。

○渡辺議員 市民の声連合の渡辺精郎であります。私は、生活保護詐欺事件にかかわる損害賠償履行請求事件の札幌地方裁判所の判決を不服とする議案第1号 訴えの提起、これを否とする立場で討論いたしたいと思えます。

午前中の質疑で前田市長は神妙に答弁して好感を持ちました。刷新は捨てることはないと思えますが、以下私の意見を真摯に聞いていただき、今後の対応に市民の怒りを忘れることのないようにしていただきたいと思えます。

以下、討論いたします。生活保護費不正事件の裁判の判決を迎え、その判決の結果を踏まえてこの提案になったわけですが、12月の4定におきまして前田市長は、裁判の判決を踏まえてと答弁されました。判決の間近になっての3月、市役所の内部にどうも控訴云々の話題がなされておりました。市民は、この事件に対してどのような意見を持っているのか。そして、何よりも事件の本質を刷新市長の前田市長は把握しておいてほしかったと思うわけであります。私は、裁判のほとんどを傍聴いたしましたし、田村前市長の法廷での尋問もお聞きいたしました。さまざまな陳述書面を読みました。その主張は、市民の批判している巨額な2億3,886万円の介護タクシー代金を支出したことを当然として正当化しているわけであります。一方で不正支出でないという疑いは拭え

ないと思います。刷新市長としてこの事件の本質と実態から、高等裁判所への控訴云々は制度としては存在しますが、前田市長が関与しての控訴はあり得ないと考えます。直接関与した前市長を初めとする事件の直接関係者や弁護士は控訴を考えるかもしれませんが、先ほど質疑いたしましたように、少なくとも前田市長は控訴を阻止しなければならない立場であるということを申し上げておきます。

そして、私のこの意見は、1票を投じた市民の大多数の意見であることを確信するものであります。それは、現時点で刷新市長の控訴があり得ないということを数点申し上げてみたいと思います。第1に、行政庁としては上部段階の厚生労働省や会計検査院から不正支出に当たるからと返還命令が下ったものに異議の申し立てもしないで返還しておいて、裁判を受けて立つという姿勢が不条理だと思います。前田市長の4月1日の記者会見でも、国や市への返還は終わっていると述べたようですが、先ほどの質疑のとおり、国が認めない行政行為を地方自治体が返還金で片づくものではなく、損害賠償の対象になるということは今回の裁判の判決のとおりだと思います。ただ、前市長や前副市長の責任回避は問題外であると思います。

第2に、行政の論理はあっても、1年半にわたって不正請求者に対して巨額な過大支出を続け、その事実を役所の一部の人たちでないしょにし、議会にも伏せて決算と次の年の予算までつくっていたなどということは許しがたい行政の欺瞞ではありませんか。

第3に、札幌の病院の医師の指示に従って支出したと滝川市は言いますが、KKR医療センター病院の医師の証言では、本人の希望により毎日注射している。医学的に言えば、毎日の注射は必要ない。病院として拒むことはできないし、制限はできない。別に当院でなければ治療できないわけではない。生活保護制度上、毎日の通院が頻回受診に当たるといえば、それは頻回になると思う。平成18年8月17日とか。北大第一内科は、肝肺症候群はKKRで、北大ではタッチしていない。第一内科は医療的には何もしていない。食事の注意点や風邪薬を出しているくらい。医学的には通院の必要はなく、大学病院でする治療もない。本人は来るのが生きがいという面がある。平成18年9月12日。と証言しているではありませんか。このような事実は裁判によって明らかになったもので、私の所属していた滝川市議会の厚生常任委員会で滝川市立病院の院長は、重篤で生命の危険があり、札幌への通院を認めず、万一のとき患者側に訴えられたら責任持てないと証言をしておりました。札幌と滝川の病院の見解の違いに驚くとともに、こんな患者を毎日25万円程度、妻と2人では50万円も介護タクシー代を支出していたことが正当な市役所事務と言えるのでしょうか。滝川市立病院の院長の言うように、重篤で生命の危険がある患者なら介護タクシーで12月には31日間も通うような、そんな病気では大変であります。なぜ入院の措置をとらなかったのかと、厚生常任委員会で主張した私の見解が証明されたではありませんか。市議会では、北大病院名の発表もマスコミで明らかになる前は市議会には例の黒塗りであります。なぜ北大病院名を隠す必要があったのでしょうか。ましてや北大第一内科の証言などは全く議会の審査には発表されなかったのです。正当な行政行為であれば、なぜ議会には内密にしていたのでしょうか。裁判でこのように明確になった以上、被告滝川市の現前田市長は、このような重大な過失があると思われる実質的な被告前市長に対して事件に関与し訴えられた当事者は判決に不満があっても控訴したいと思って

も、前田市長は毅然とした刷新の態度で対処すべきではないでしょうか。

第4に、前田市長が控訴の姿勢に傾くことは冒頭申し上げましたように多くの刷新市長を選んだ市民に対する反刷新行為として批判されるのではないのでしょうか。控訴断念の議会提案も前田市長の権限であり、少なくとも札幌地方裁判所の判決に従って刷新市長の面目をぜひ示してください。前市長などの当事者や被告弁護士の意見に左右されないで選挙に打って出たときの純粋な気持ちを思い出し、行政の正義を貫くことを確認したいのであります。

以上、4点は刷新市長が市長選挙公約をほごにして控訴の道にひた走ったことへの批判であることを重く受けとめていただきたいと思います。それは、事件当時、厚生常任委員会に所属し、事件を反省して、議会では刷新を主張してきた前田市政を支持してきた私からの厳しくも仲間としての忠告と受け取っていただきたいと思いますのであります。滝川市民ばかりではありません。先日の裁判の様子をテレビで見て、道内の方々から電話でも、あ那时的の前田市長のコメントは前市長の考えと同じでしょうと批判されます。またまた滝川の不条理な行政態度を全道、全国にばらまいたものと同然であります。

最後に、みずから火中に飛び込み、全身に火がついてから弁護士に言われたから、立場は違うから、そんなつもりはなかった、市民はわかってくれるだろう、こう言っても、もうあなたの行為は覆水盆に返らずであります。2人の責任が重過ぎるなら、やはり前市長、前副市長の責任を追及するために調査の努力をしていただきたいと思いますのであります。強い地方自治体の長の権限を手中にしながら、その不条理な行動は今後多くの市民や道民、いや全国民の批判的になることを覚悟されなければなりません。刷新市長の看板をかなぐり捨てて、田村市政の単なる継続だったことはこの事件だけだと考えておられるなら、やっぱり支持して下さった多くの市民を愚弄することになり、不祥事市長の汚名が継続され、今後の全ての市政運営に足かせになるのではないのでしょうか。議会の多数決で支えられても、市民が離反することは前市長の轍を踏むことになることを申し上げ、社会常識と厳正な法解釈に立脚した行政の正義感を持ち合わせた刷新前田康吉市長に戻ることを、あと数分間の控訴断念であります。重い決断をされることを勧告いたしまして、私の討論といたします。

○議長 柴田議員。

○柴田議員 市民クラブの柴田でございます。議案第1号 訴えの提起について、是とする立場で討論をさせていただきたいと思います。

初めに、ただいま渡辺精郎議員の反対の討論ございましたが、会計検査院、返還命令をしたという表現がございましたが、私の記憶によると自主的返納を市に求めたのではないかなと思っております。そのことについて、まず申し上げたいと思います。具体的には、先ほどの質疑の中で私のほうから申し上げたことなのでありますが、特に1点だけつけ加えて賛成の討論とさせていただきます。

この滝川市の生活保護事件は、当時大変道内のみならず全国的に注目された大きな問題を提起いたしました。この事件後、札幌市長は札幌市でも同様の支出があったことを認め、謝罪をいたしました。残念ながら住民訴訟はなかったようであります。初めに申し上げておきますが、私は市の責任がなかったなどここで申し上げようとしているわけではありません。市の責任は大変重い、そ

の多くの責任は市が負うものであるということをもまずご指摘をしておきたいと思ひます。しかしながら、今回のこの判決は一職員、一個人にその多くの責任を持たせるものだという点から、私はこの裁判の結果を納得ができません。渡辺精郎議員の言葉をかりるならば、前市長にももちろん責任があると思ひます。副市長にも責任はあると思ひます。しかしながら、今回のこの判決は一職員、一個人にこの事件の本質を抜きとしてその責任の多くを押しつけているということをも私は到底容認できるものではありません。そういった意味から、本議案第1号 訴えの提起については、私の立場として賛成の意を表明しておきたいと思ひます。

以上です。

○議長 清水議員。

○清水議員 日本共産党の清水雅人です。私は、議案第1号 訴えの提起についてを否とする立場、反対する立場で討論を行います。

まず、今回の議案で控訴の趣旨として3点上げられています。1、今回の地裁判決のうち市が敗訴した部分、つまり当時の福祉事務所長、福祉課長への損害賠償請求を取り消す。2、住民訴訟を原告が訴えた当時の田村市長、末松副市長以下5人に対する損害賠償請求を棄却する。3、訴訟費用は第一審及び第二審とも住民訴訟、原告の負担とする。以上の内容ですが、極めて不当な訴訟の構造の趣旨です。

では、反対する理由を6点述べます。第1は、地裁での被告、前田市長の主張は、会計検査院の指摘に反していることです。会計検査院が医療扶助に係る通院移送費の支給が適正に行われていなかったため国庫負担金が過大に交付されたとして、交付額全額を不当として返還を求めました。その理由として、滝川で治療可能なのに札幌への通院を認めたことを上げています。

第2点は、滝川市生活保護費詐欺事件検証第三者委員会報告書に反していることです。同報告書は、滝川市内で治療可能、札幌通院は不合理、これに対して市は北大神経科への通院が許容される以上、他の科目も札幌通院がかえって効率的だなどとするだけでなく、判決で上げられた1点目から8点目を無視しようとしています。今回の判決では、夫の通院について大きく8点、裁判所の判断として上げています。1点目、平成18年3月16日を調査年月日とする医療扶助検討票には、主治医の判断によると肝機能の数値は正常値で安定していて、毎日注射をする必要はない。2点目、調査年月日を同月30日とする医療扶助検討票には週1回の通院は夫の精神の安定を考えると通院は必要だと思う。今後夫との話し合いの上で通院回数を減らす方向で検討していくことも考えているとの記載。3点目、調査年月日を同日とする医療扶助検討票には1カ月に2回程度の通院が必要であるとの記載。4点目は、調査年月日を同年4月4日とする医療扶助検討票には、毎日注射をする必要はないとの記載。5点目は、同年6月7日付意見書には月1回の通院、近医または当院、当院というのは滝川市立病院です、を要するとの記載。6点目、調査年月日を同年8月17日とする医療扶助検討票には、医学的に言えば毎日の注射は必要ない。生活保護制度上、万一の通院が頻回受診に当たるかといえ、それは頻回受診になると思うとの記載。調査年月日、同年9月6日とする医療扶助検討票には、病状的に言えば月3回ほどの通院が目安だとの記載。8点目は、調査年月日を同月12日とする医療扶助検討票には医学的には通院の必要はなく、大学病院でする治療もな

い。こういったことが裁判所の判決の根拠として上げられているにもかかわらず、これを無視して控訴提起をされたこと。

第3は、市長の公約に違反するという点です。市長は、選挙中に多くの市民が、前田市長が前市長と違うのではないかと評価した最大の理由は市政の刷新というスローガンだったのではないのでしょうか。リーフレットには、「刷新」、「強く正しく明るく」というタイトルに続き、「「強く正しく明るく」・・・これは、ある小学校の校訓でした。私には、これが今の滝川市に求められているすべてのように感じます。不祥事による暗いイメージを取り除き、傷つけられた誇りと自信を回復し、閉塞感を打破するために、明るく議論し行動を始めましょう」と書かれていました。これに反するという点です。

第4は、控訴は市長の公約を実行する方向と逆方向であるという点です。前田市長がとるべき道は、田村前市長の住民訴訟に対する反論主張である2億4,000万円の支出には、故意や過失はなかった、法令違反はなかったという路線から脱皮して、市役所内部の動きに相当な不透明感があると考えていたのですから、それを改革し、傷つけられた誇りと自信を回復し、閉塞感を打破することではないのでしょうか。本議案の訴訟の趣旨の2番、住民訴訟を原告が訴えた当時の田村市長、末松副市長まで含めた5人に対する損害賠償請求を棄却する、こういった控訴の提起には、圧倒的に多くの市民が疑問に思うのは間違いないというふうに考えます。このような田村市長の責任なしを認める、その主張をこれまで行い、さらに今後も続ける前田市長を見ていると、いまだに田村前市長が市政を握っているように感じるのには私だけでしょうか。

第5は、市長が持つ強大な権限を行使していないという点です。市長は、その権限を十分に使っていないと言わざるを得ません。市長は、これまで独自に調査をしていないし、今後もある考えはないということを明言されました。市長は、一人で滝川市を代表する執行機関であり、市の組織を統括、代表し、全ての事務を管理、執行します。予算の調整、執行、条例の制定、改廃の提案、その他の議案提出ができます。さらに、副市長及び職員は市長の補助機関であり、これを指揮、監督することでそれを実行するのです。議会の議決に対しての拒否権、議会解散権まであります。この強大な権限の悪用は戒めなければなりません、強大な権限を与えられているにもかかわらず、田村前市長を擁護する先頭に引き続き立っている姿は、不祥事の解決、刷新という公約実現に真剣に向き合っていないと厳しく指摘しなければなりません。

第6は、市長としてなすべきは、一審判決を真摯に受けとめ、控訴することなく、生活保護通院移送費2億3,886万円をなぜ支出し続けたのかを改めてみずからの権限で調査することです。今さら再調査するのかとか、蒸し返すのかなどという古い体質との闘いが前田市長に今求められています。この闘いなくして刷新などというのは甘いと言わざるを得ません。私は、職員だけに損害賠償を求めた一審判決には大いに不服であり、住民訴訟の原告に控訴を強く望むものです。しかし、職員だけがやったという一審判決を覆すためには、前市長、副市長らの関与について再調査して、前田市長が再調査をして新たな証拠を見つけ出すことがどうしても必要であり、それができるのは強大な権限を持つ前田市長、あなたしかいないのです。本来であれば、市議会の百条調査権を発動すべきですが、私の提案を当時の市議会が否決しました。そして、議会の百条調査であっても、さ

まざまな壁が大きく、それだけでは解明できません。また、裁判に任せておけば解明されるという意見もありますが、それも原告、被告から出される証拠の審査であり、新たな証拠が出されない限り全容解明と客観的な判決は期待できません。

以上から前田市長による再調査にこの問題を全容解明できるかどうかがかかっているのです。これまでの市の調査はどうだったのでしょうか。実態は全くと言っていいほど、前市長、前副市長については調査されていません。絶対的権限を持つ市長が自分のことを調査させるわけがないからです。一審で田村前市長に対する証人尋問がありましたが、覚えていませんで済んでしまうのです。前田市長は、一審判決を真摯に受けとめるべきです。もし前市長、副市長に損害賠償なしとして控訴すれば、前市長に手をかし、全容解明に弓を引くことになります。そして、同時に職員以外に責任を求めることはできなくなります。前田市長が行うべきことは、調査をやり直し、住民訴訟を原告が行う控訴審に田村前市長が指導、関与したという新証拠を提出するなど、住民訴訟の原告に協力して全容解明の先頭に立つことです。

最後に意見を述べます。市長に就任以降、生活保護費通院移送費問題だけでなく、スマイルビルの譲受にかかわる前市長の関与、農業開発公社の粉飾決算への前市長、副市長の関与、55歳で採用した職員に対する前市長の関与など、前市長が主導した不祥事や滝川市のイメージを傷つけたさまざまな問題について、前田市長みずから再調査しない姿を残念に思う市民は少なくありません。今からでも遅くありません。公約である「不祥事による暗いイメージを取り除き、傷つけられた誇りと自信を回復し、閉塞感を打破するために、明るく議論し行動を始めましょう」というスローガンを果たされんことを強く求め、討論いたします。

○議 長 ほかに討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号を起立により採決いたします。

本案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長 起立多数であります。

よって、議案第1号は可決されました。

◎閉会宣告

○議 長 本臨時会に提案されました議案の審議は全て終了いたしました。

これにて平成25年第1回滝川市議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後 2時45分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員